

KPMG Japan e-Tax News

No.180 23 December 2019



税務情報

経済産業省

コネクテッド・インダストリーズ税制（IoT税制）の廃止に伴う経過措置に関する情報の公表

2019年12月12日に政府与党により決定された「2020年度税制改正大綱」は、12月20日に閣議決定されました。

この「2020年度税制改正大綱」では、2018年度税制改正により創設されたコネクテッド・インダストリーズ税制（IoT税制、租税特別措置法第42条の12の6）の適用期限の1年前倒し（2020年3月31日で廃止）が提案されています。

この改正案を受け、経済産業省は12月20日、「[コネクテッド・インダストリーズ税制（IoT税制）の廃止に伴う対応について](#)」というお知らせを掲載するとともに、「[コネクテッド・インダストリーズ税制（IoT税制）の廃止に伴う対応（お知らせ）](#)」（PDF 259.0 KB）という資料を公表しました。

また、経済産業省の「[コネクテッド・インダストリーズ税制（IoT税制）](#)」の特集ページにおいても、上記に関連する情報が掲載されています。

これらの情報において明らかにされた、コネクテッド・インダストリーズ税制（IoT税制）の廃止に伴う経過措置等の取扱いは以下のとおりです。

■ 経過措置

本税制は2020年3月31日をもって廃止することとされましたが、2020年3月31日までに認定を受けた法人等が、認定革新的データ産業活用計画に係る革新的情報産業活用設備について2021年3月31日までに取得・供用した場合には、従前どおり本税制の適用ができることとする経過措置が講じられます。

■ 経過的対応期間

上記の経過措置を前提に、本税制を活用する条件となる認定（生産性向上特別措置法第22条に基づく認定）を適時に完了させる観点から、以下のとおり「経過的対応期間」（2020年1月6日（月）～2020年2月14日（金））が設けられることとされました。

- ・ 経過的対応期間内に一定の要件を満たした状態で所要の手続^(*)を行った場合には、その手続を行った案件が優先的に審査されます。

- ただし、留意事項として、(1)経過的対応期間内に所要の手続を行ったことをもつて、2020年3月31日までに認定が行われることを保証するものではないこと及び(2)経過的対応期間後も認定申請は受け付けられるが、通常より認定までに時間を要し、2020年3月31日までに認定を行えないことが想定されることが示されています。

(*) 経済産業省の管轄局等に事前相談を行う際に持参する資料等について、一定の要件を満たすことが求められています。詳細は、上記のお知らせ(PDF)の別紙をご参照ください。

(経過的対応期間内の申請をご検討される場合には、その準備のための時間が十分に残されておりませんので、KPMGの貴社担当者までお早めにご連絡くださいますようお願いいたします。)

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.